

北海道告示第11260号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年9月11日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 感染症外来協力医療機関施設整備事業</p> <p>感染症外来協力医療機関の施設の整備に要する費用を補助することにより、感染拡大の防止及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法8条の規定に基づく届出をした診療所のうち知事が適当と認める者。</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>（申請者が地方公共団体である場合を除く。）</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		
<p>2 生活困窮者支援民間団体活動助成事業費補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体を支援することを目的として、予算の範囲以内で交付する。</p>	<p>道内に活動拠点をもつ社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の民間団体のうち、次の各号の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりに</p>	<p>生活困窮者に対する支援を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局 地域福祉課</p>		

	<p>よる事業量の増加が認められること。</p> <p>(2) 各総合振興局又は振興局が委託する自立相談支援機関と連携が図られている、若しくは今後、連携する予定となっていること。</p> <p>(3) 生活困窮者支援プラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要であると認められること。</p>							
<p>3 こどもの安心・安全対策支援事業（障害児通所支援事業所分）</p> <p>障害児通所支援事業所における子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等</p>	<p>送迎用バスの安全装置の設置を行う事業に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用</p>	<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策 局子ども家庭支援課</p>		